

## 第2回一般廃棄物処理施設整備検討会議（開催概要）

1 開催日時 令和8年1月23日（金）14時00分～14時30分

2 開催場所 くりりんプラザ2階研修室

3 出席者

（1）構成員

帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町

（2）事務局

くりりんセンター

1. 開会

（事務局長）

それでは第2回一般廃棄物処理施設整備検討会議の方をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

出席者の確認ですが、本日欠席の市町村はありません。

2. 議事

（事務局長）

それでは議事に入ります。

議事の（1）中間処理施設建設工事の進捗状況について事務局より説明いたします。

（事務局）

それでは議事（1）中間処理施設建設工事の進捗状況についてご説明します。

資料1をご覧ください。

まず資料の左側にあります進捗についてですが、1月時点では、工場棟の地上部におけるマットスラブの施工を概ね完了しておりまして、大型のクローラークレーンを配備しながらプラント鉄骨の建方を開始しております。

プラント鉄骨工事の開始に先立ちまして立柱式を執り行い焼却施設は地上5階レベル、大型・不燃ごみ処理施設は地上4階レベルまでの建方を終えております。

建設工事の大部分を占めます躯体工事につきましては、極寒期に入ったことから採暖養生を徹底しながら施工を進めております。

降雪の翌日には大規模な除雪が必要となった日もございましたが、現在のところ工事工程の遅延が発生することなく順調に工事を進めております

次に資料右側の施工については、今説明した内容の施工状況となっておりますのでご覧ください。

次に安全につきまして、本工事では月次で安全衛生協議会を開催して、実践的な安全教育も進めておりますし、昨年の12月8日の夜間に発生しました青森県沖地震により、震度4の被災が発生しましたが、速やかに現場安全及び施工出来形への影響について確認を行っております。

最後に資料下の工程についてですが、前回もご説明しましたが、工程表の見方については1月に赤いラインが引いてありまして当月進捗とありますが、この線がイナズマ線になっており遅れが生じると左側に、多く進むと右側に折れて飛び出すこととなります。

見てわかるように現在は直線ですので工程どおり進捗していることを示しております。今後も工程に遅れが生じないよう適切な施工管理に努めて参ります。

説明は以上です。

(事務局長)

何かご意見ご質問等ございますでしょうか？

—— 発言なし ——

なければ、中間処理施設建設工事の進捗状況についての質疑を終了します。

『議事(2)新中間処理施設の住民周知について』事務局より説明いたします。

(事務局)

新中間処理施設の住民周知について、ご説明させていただきます。

新中間処理施設の住民周知については、前会議体の新中間処理施設整備検討会議の第38回開催にて、各構成市町村の皆様にご周知時期や周知に必要な内容などのアンケートを依頼し、令和7年6月3日～6月30日の期間でご回答いただいた次第です。

今回は、皆様にご回答いただいたアンケート内容の集計結果と、今後の周知に関する考え方、おおまかなスケジュール感を説明させていただくものです。

資料2「新中間処理施設の住民周知について」を御覧ください。

まず、アンケートの項目ですが、「周知に必要な期間」「周知方法」「周知に必要な資料」「周知に必要な情報」の4項目を調査させていただきました。

周知期間に関しては、周知開始月に注目して、集計し、早い開始月で、令和8年4月からの周知が必要との回答が2件、一番多い回答は、令和9年4月からの8件でした。

周知方法については、広報誌を用いた周知が13件、次いでホームページでの周知が7件との結果となりました。

周知に必要な資料は、3つ挙がっており、「新中間処理施設の施設説明パンフレット」「新中間処理施設移行に伴うごみ分別パンフレット（家庭ごみ用・一般向け用）」と「（事業者向け用）」との回答がありました。

周知に必要な情報は、「施設配置図」「搬入ルート」「受入可能なごみの種類」「受入開始日」「営業時間」「料金」「決済方法（支払方法）」「搬入における注意事項」の8項目の回答がありました。

これらの回答をもとに、今後の住民周知の基本的な考え方の（案）を資料の点線以下にまとめさせていただきました。

まず、「周知に必要な情報」は、皆様からご回答いただいた8項目を基本情報とすることにいたします。現施設での一般向け用、事業者用への周知もこの8項目が入っており、周知する内容として網羅されていると判断いたしました。

次に周知開始時期ですが、「令和8年11月～」を周知期間案としております。

理由といたしましては、住民の方、事業者の方が最初に利用し始める、試運転期間が始まるまでの1年間を周知期間に充てたいと考え、設定しております。

一番早い周知開始時期は、令和8年4月との回答をいただいておりますが、新施設の運営協議が始まって間もないため、運営に関する検討・調整中事項が多く、令和8年4月までに詳細な情報を皆様に提示できないため、運営協議を進め、試運転開始1年前である令和8年11月から周知できるように必要情報を皆様に提示していく考えでございます。

大まかなスケジュールとなりますが、令和8年9月頃までに運営協議を進め、詳細決定がされるように調整し、令和8年11月に周知情報を提示していく流れを想定しております。

供用開始後の料金につきましては、条例改正後に提示する形となりますので、令和8年11月の周知時点では、試運転期間の料金、現行170円だけ周知できる形となります。条例改正後、令和9年4月からの周知で、供用開始以降の新料金が周知できる形となります。

周知方法については、各市町村によって周知方法が異なるため、組合から周知時期に合わせて最新の資料や情報を皆様に提示し、各市町村において、各々の周知方法に適用できる形に資料やデータを加工して周知を行ってもらうことを考えております。

住民周知は、各市町村が主体となって実施するものであるため、組合は、皆様が的確に住民周知できるよう、必要な情報（資料やデータなど）を提供し、各市町村のサポートをする。これを基本的な考え方として、住民周知に協力していく考えでございます。

次に、周知時期に合わせた周知方法の詳細（案）について、ご説明させていただきます。3つの時期による周知を想定しております。

まず、令和8年2月頃からが第1周知期間としております。

令和7年5月28日に開催した新中間処理施設整備検討会議でお配りした資料2—1本日、参考資料としてもお渡ししている「中間処理施設建設工事 工事概要説明書」、こちらを用いて、周知してもらう考えでございます。

この参考資料を令和8年2月6日までに建設工事特設ホームページと組合のホームページにアップロードする予定です。アップロード後、このホームページのリンク先（URL）と資料データを皆様に共有させていただきます。

そのリンクや資料データを用いて、各市町村にて今すぐにでも行える周知方法（ホームページ、SNS投稿、LINE投稿）を活用して、簡易周知を行っていただければと考えております。

次に令和8年11月からを第2周知期間としております。

これは先ほど説明させていただきました、試運転開始1年前の周知として捉えていただければと思います。

この周知開始までに周知に必要な8項目を載せた「一般向け」「事業者向け」の【搬入ガイド】と【ごみ分別ガイド】を作成する予定です。

この資料を用いて、各市町村において周知を行っていただく考えでございます。

各市町村にて提示した資料内容を周知方法に適用させた形で加工して対応することも想定しております。その場合は、組合側にて内容の確認を行わせていただく予定ですので、その際はお気軽にお問合せいただければと思います。

最後は、令和9年4月からの周知を第3周知期間としております。

これは施設の供用開始1年前の周知として捉えていただければと思います。

この開始時期では、組合から「施設ガイド」を作成する予定です。搬入に関してだけでなく、施設の詳細と新料金についても含めて記載されたガイドを提供させていただきます。それを用いて周知を行っていただく考えでございます。

また、時期は未定ですが、この周知期間中のどこかの日程で、事業者向けの練習会（試走会）や一般向けの説明会を実施することを予定しております。

これらの内容につきましては、今後の運営協議にて詳細が決まっていくため、分かり次第、皆様に共有させていただきます。

この流れを可視化するため、下段にスケジュール表を記載させていただいております。このような流れで住民周知を行っていきたいと考えておりますので、御協力何卒よろしくお願いいたします。

最後に、今回、アンケート集計結果と基本的な考え方をお伝えすることもあり、検討会議にて住民周知について議題を挙げさせていただいておりますが、今後はより実務的な動きが増え、組合と各市町村の実務者レベルでの調整が増えると想定しています。つきましては、今後、住民周知に関しては、530検討委員会で取り扱うこととさせていただきます、進捗などに

動きがあった際は都度、この検討会議で内容を共有させていただければと思います。ご理解  
よろしく願いいたします。

説明は以上となります。

(事務局長)

何かご意見等、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

(池田町)

住民周知するときの新中間処理施設の呼び方は、どうなるのでしょうか。現施設のくりり  
んセンターみたいな愛称とか設定して周知するものなのでしょうか。

(事務局)

建設が始まる際に仮称を付けずに事業が始まったため、今のところ「新中間処理施設」と  
いう形で周知しようと想定しております。

令和8年度中に施設の正式名称や愛称を含めて、検討する予定です。

(事務局長)

他に、ございますでしょうか？

—— 発言なし ——

(3) その他に入ります。皆様方から何かその他ご質問ご意見等々、何かございますでしょ  
うか。

(帯広市)

交付金平準化に伴い、出来高が平準化後に反映された数字になっているとお聞きしたが、  
進捗状況報告の資料にも反映されているのか。

(事務局)

お見込みのとおり、平準化後の出来高パーセンテージに変更しております。  
進捗状況報告の資料中、下段にある出来高(累計)が該当いたします。  
例えば令和7年度で3.9%が令和7年度末までに工事進捗を行わなければいけない出来高と  
なります。  
実態としては、令和7年12月末時点で、進捗率5.1%まで既に進んでおり、遅滞なく工事が  
進んでおります。

(事務局長)

他にございますでしょうか？

—— 発言なし ——

なければ以上で本日予定していた案件を全て終了となります。

これで第 2 回一般廃棄物処理施設整備検討会議の方を終了いたします。本日の会議の内容につきましては組合のホームページで公表いたします。

本日はお忙しい中ご出席ありがとうございました。お疲れ様でした。